

山梨県公報

第二千三百十四号

平成二十五年

四月十五日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定(二件)……………二五五
土地改良区の定款の一部変更の認可……………二五五
土地改良区設立認可申請の適当決定……………二五五

告 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………二五六
土地改良区役員の退任及び就任……………二五六
基本測量の終了(二件)……………二五七
公共測量の終了(二件)……………二五七

告 示

山梨県告示第五百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年四月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町上佐野字大越山一六二五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年四月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町身延字東谷三五四四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十五年四月九日笛吹川沿岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十五年四月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第五百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第一項の規定により、葦崎市龍

岡町下條南割千六百一十一番地齊藤勝人外十七名から申請のあった龍岡土地改良区設立認可申請を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成二十五年四月十五日

縦覧書類 山梨県知事 横内正明

1 土地改良事業計画書の写し
2 定款の写し

縦覧期間 平成二十五年四月十六日から同年五月十六日まで

縦覧場所 韮崎市役所

異議申出期間 平成二十五年五月十七日から同年五月三十一日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年四月十五日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十五年四月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人わたげの会

2 代表者の氏名 栗原 昭雄

3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市龍岡町若尾新田八百四十九番地一

4 定款に記載された目的
この法人は、障害者や高齢者（以下「障害者等」という。）に対して、その自立や地域移行の支援に関する事業を行い、もって障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十五年四月八日から同年六月七日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年四月十五日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十五年四月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人えがおつなげ

2 代表者の氏名 曾根原久司

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市

4 定款に記載された目的
この法人は、地域共生型の市民ネットワーク社会を作るために、それに必要ないろいろな社会的要素、例えば農林水産業、教育、医療福祉、地域産業、環境、文化といったものあり方を、まちづくりや、人づくりの観点から研究提案し、かつそれらが、社会の機能として実際に働くように社会の仕組みを作って運営する事業を行い、もって地域社会および日本社会に暮らす人々全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十五年四月八日から同年六月七日まで

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、円野土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十五年四月十五日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	堀内 健光	韮崎市円野町上円井一七九	平成二十五年一月十八日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	堀内 健光	韮崎市円野町上円井一七九	平成二十五年一月十八日

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	小室 裕邦	蕪崎市円野町上円井二一七五	平成二十五年三月二十四日

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十五年四月一日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
平成二十五年四月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 二 作業期間 平成二十四年十一月十九日から平成二十五年三月二十九日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡山中湖村

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十五年四月一日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
平成二十五年四月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 二 作業期間 平成二十四年十二月三日から平成二十五年三月二十九日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡南部町

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十五年三月二十九日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
平成二十五年四月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（数値図化）
- 二 作業期間 平成二十四年十一月一日から平成二十五年三月二十九日まで
- 三 作業地域 国道二十号（上野原市、大月市及び甲州市）
国道百三十九号（富士吉田市、都留市及び大月市）

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十五年三月二十九日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
平成二十五年四月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（新山梨環状道路・国道五十二号空中写真測量）
- 二 作業期間 平成二十四年十一月三日から平成二十五年三月二十九日まで
- 三 作業地域 甲府市、甲斐市及び笛吹市

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番